

議第 1 号

環境影響評価手続の抜本的な見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月 2 1 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 岩 丸 正 史 殿

環境影響評価手続の抜本的な見直しを求める意見書

現在、本県では、「(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業」など、山間部での風力発電事業における環境影響評価の手続が進行しており、道路整備をはじめとした森林区域の大規模な開発などによる自然環境、水環境、人と自然との触れ合い活動の場や景観等への重大な環境影響が懸念されている。

現行の環境影響評価法では、事業者に対し、計画の立案の段階における地元住民への説明会の開催を義務付けるなどの項目が規定されていないため、風力発電事業に伴う周辺環境への影響などに対する地元住民の不安が払拭されないまま、環境影響評価の手続が進められる事案が生じている。

また、風力発電事業における環境影響評価は、環境影響評価法のほか、電気事業法に定める手続により進められるが、重大な影響を回避又は低減できないと判断される場合であっても、地元自治体からの意見は考慮されるのみである。

今般、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正において、基本理念に明記された「2050年までの脱炭素社会の実現」に向け、今後、風力など再生可能エネルギー発電所の整備促進が予想され、地元住民と事業者との円滑な合意形成を図る手続の整備が急務であることから、国においては、次の事項が実現されるよう強く要望する。

地元住民と事業者との円滑な合意形成が図られるとともに、地元自治体や地元住民の意見が適切に事業計画へ反映されるよう、環境影響評価手続の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員